

大山駅周辺地区まちづくり協議会規約

平成 21 年 10 月 7 日 議決

(名 称)

第 1 条 本会は、「大山駅周辺地区まちづくり協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第 2 条 この協議会は、安全で安心にいつまでも住み続けられる住環境整備や商店街の活性化など、大山駅周辺地区の将来のまちの整備に向けて、地区の住民が協議、検討を重ね、「大山駅周辺地区まちづくりマスタープラン」(以下、「マスタープラン」という。)を策定する。さらに、このマスタープランに基づくまちづくりを区に要望書などにより働きかけ、住民と区とでまちづくりを進めていくことを目的とする。

(協議会の活動範囲)

第 3 条 協議会の活動範囲は、原則として、マスタープラン策定対象地区とする。

(協議活動)

第 4 条 この協議会では、大山駅周辺地区をこれまで以上に暮らしやすくし、まちの魅力を最大限に引き出すために、住民自らがマスタープランの策定に向けて学習、協議を行う。

2 マスタープランを実現するために、まちのルール化・整備手法の協議、検討、行政・関係機関との連携等の活動を行う。

(構 成)

第 5 条 この協議会は、第 3 条の区域内の在住・在勤者及び地区内法人を対象として、次の者をもって、構成する。

(1) 地区内の町会・自治会・商店街から推薦された者

(2) 公募により、抽選で選ばれた者

2 前項に定める者の他、会長が必要と認める者を協議会に出席させることができる。

3 委員の変更は、次に掲げる場合に会長の同意を得た上で、変更を行うことができる。

(1) 町会・自治会・商店街から推薦者の変更の申し出があった場合

(2) 委員数の減少等、再公募が必要と協議会が認めた場合

(3) 前 2 号以外に委員の変更が必要と協議会が認めた場合

4 委員の任期は、定めないものとする。

5 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人を立てることができる。

(役員)

第6条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、協議会に属する委員の賛同を得て選出する。
 - 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 監事は協議会運営が円滑に行われるよう会長を補佐する。
 - 6 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を、マスタープラン策定までは、板橋区役所都市整備部板橋地域まちづくり推進担当課に置く。

(会議の運営及び開催)

第8条 協議会の運営は、当面の間、役員と事務局で行うものとする。

- 2 協議会の開催は、事務局が行うこととする。
- 3 協議会は、原則公開とする。
- 4 協議会傍聴規程を別途定める。
- 5 協議会は、必要に応じて地元住民に対し、情報提供するとともに、意見交換を行っていくものとする。

(委任)

第9条 協議会の運営に関し、この規約に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規約は、議決の日から施行する。